

学童保育室利用料（案）

平成29年12月

茨木市

1 子ども・子育て支援新制度移行時の基本的な考え方

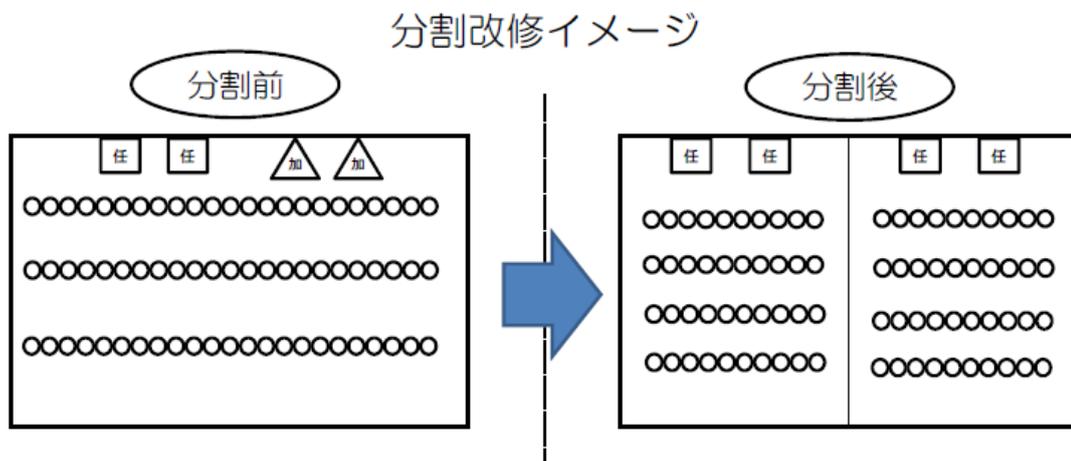
平成27年4月から実施された子ども・子育て支援新制度の中で、放課後児童健全育成事業（茨木市では学童保育事業）について厚生労働省から設備及び運営に関する基準が示されました。大きな変更点として、支援の単位（クラス）をおおむね40人以下とすること（平成26年度以前は70人以下）、支援の単位ごとに放課後児童支援員（茨木市においては任期付短時間勤務職員の指導員）を置くことなどが定められました。

また、あわせて、放課後児童健全育成事業の運営費の負担の考え方として総事業費の1/2を利用者（保護者）が、残りの1/6ずつを国・都道府県・市町村が負担すべきものとして示されました。

茨木市では、利用料については、

- ・利用者負担額は、総事業費の1/2とした国の考え方を基本に本市として見直す。
- ・新制度による児童の集団規模の適正化（おおむね40人以下となるよう教室の分割）及び時間延長を実施するが、分割実施後に利用者負担額の見直しを行うこととし、平成27年度については19時までの時間延長分のみ改正を行う。

とし、平成27年度から延長利用料のみ引き上げを実施し、基本利用料については平成29年度に検討することとし、平成26年度から28年度の3か年計画で順次分割改修を実施いたしました。

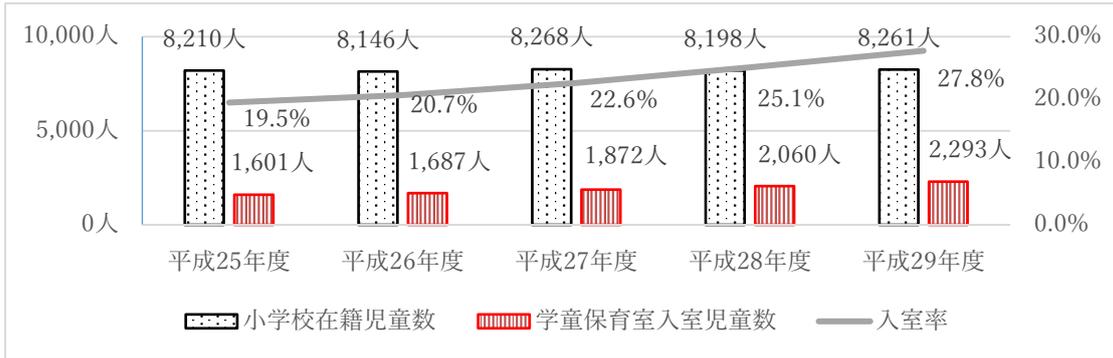


- ※ 「任」…正規職員の指導員（任期付短時間勤務職員）
- ※ 「加」…臨時職員の加配指導員

2 茨木市の現状

1～3年生の小学校在籍児童数は、ここ5年ほぼ横ばいですが、共働き世帯の増加などにより、学童保育室の入室児童数は大幅に増加しています。新制度に従い、それまで基本的に1学童保育室1支援の単位であったところを、1支援の単位おおむね40人以下とするために分割を進め、平成29年度は30学童保育室62支援の単位で運営しておりますが、入室児童数及び支援の単位数は今後も増加が見込まれます。

【市立小学校1～3年生の在籍児童数及び学童保育室入室児童数】



【入室児童数及び支援の単位数推移】（平成30年度以降は見込み）

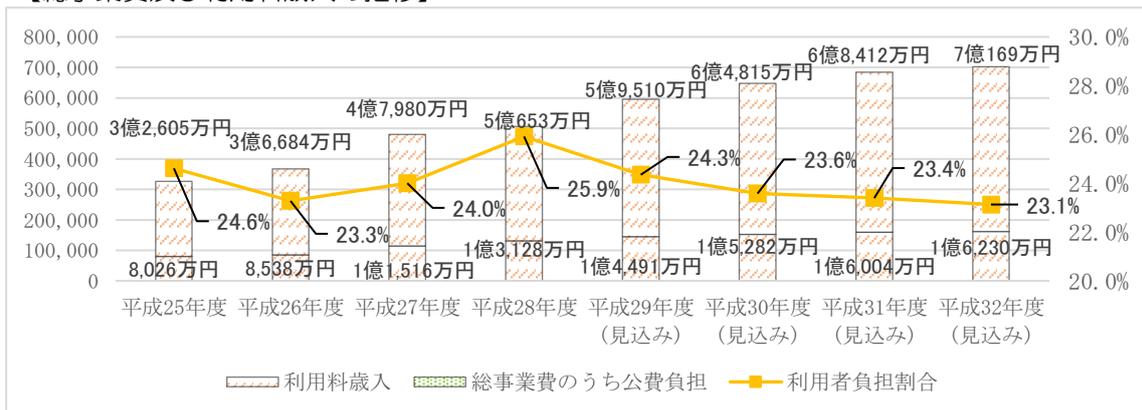
年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度 (見込み)	平成31年度 (見込み)	平成32年度 (見込み)
入室者数※	1,615人	1,702人	1,890人	2,078人	2,308人	2,434人	2,549人	2,585人
支援の単位数	30	32	45	52	62	68	72	74
支援の単位 当たり児童数	53.83人	53.19人	42.00人	39.96人	37.23人	35.79人	35.40人	34.93人

(※ 4～6年生を含む。)

また、新制度が導入された平成27年度から総事業費は増大し、総事業費から利用料歳入を除いた額も増えていることから、学童保育室運営に係る総事業費のうち、利用料の占める割合は、おおむね1/4程度で推移しており、国の示す考え方との乖離が大きい状態が続いています。

今後、さらに学童保育室のニーズが高まると考えられる中、質の高いサービスを安定して提供するために、予定の分割整備が終了した今年度、学童保育室利用料の見直しを実施するものです。

【総事業費及び利用料歳入の推移】



3 学童保育室利用料の考え方

総事業費の1/2を利用者負担で賄うためには、月曜日から金曜日の基本利用料を現在の月額5,000円から10,780円程度にする必要があり、現在の倍以上の額となります。

一方、茨木市の保育所・認定こども園（保育枠）利用者負担額については、利用者負担を国が示す額の75%となるよう設定し、残りの25%を市が負担することで、茨木市が目指す安心して子育てができる環境を整えるための子育て支援施策としていることから、学童保育室利用料の考え方においても次のとおりとします。

◎改正案の学童保育室利用料の考え方

- ①利用者負担のうち25%については、保育所等利用者負担同様、市が負担する。
- ②所得に応じて負担増を抑えるために現階層区分よりも細かくする。

【国の示す事業費負担の考え方】

保護者 1/2	国 1/6
	府 1/6
	市 1/6

【改正案の事業費負担の考え方】

保護者 3/8	国 1/6
	府 1/6
市 1/8 +	市 1/6

4 学童保育室利用料（案）

【平成28年度決算（総事業費506,525,795円）から算出】

階層区分	定義	現在の利用料	【参考】 総事業費の1/2	利用料案
A	生活保護世帯	0円(0円)	0円(0円)	0円(0円)
B	市町村民税非課税世帯	0円(0円)	0円(0円)	0円(0円)
C	市町村民税所得割課税額 48,600円未満	均等割のみ課税 2,500円 (3,000円)	5,000円 (6,000円)	5,000円 (6,000円)
		所得割課税 5,000円 (6,000円)		
D	市町村民税所得割課税額 48,600円以上57,700円未満	5,000円 (6,000円)	8,780円 (10,536円)	6,000円 (7,200円)
E	市町村民税所得割課税額 57,700円以上97,000円未満		9,780円 (11,736円)	7,000円 (8,400円)
F	市町村民税所得割課税額 97,000円以上		10,780円 (12,936円)	8,000円 (9,600円)
延長	生活保護世帯以外	3,000円 (3,600円)	3,000円 (3,600円)	3,000円 (3,600円)
歳入見込		131,277,000円	253,110,000円	195,197,000円
総事業費に占める割合		25.9%	50.0%	38.5%

※現在の額及び案に記載の額は、月曜日～金曜日の1人目の額。()内は月曜日から土曜日の額。2人目以上の額はそれぞれの曜日の1人目の額の半額として歳入見込を算出。

$$10,780円 \times 75\% = 8,085円 \div 8,000円 \text{ (月曜日から金曜日の基本利用料最高額)}$$

5 利用料改定予定時期

利用料改定は、平成30年9月から実施を予定しております。